【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年７月25日
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　嶋本　正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
【電話番号】	03-5533-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理財務部長　　鈴木　仙弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
【電話番号】	03-5533-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理財務部長　　鈴木　仙弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 （発行価額の総額）　0円 （発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）　合計金額　1,806,617,500円 （内訳） 第22回新株予約権　1,528,470,000円 第23回新株予約権　278,147,500円 （注）１．本募集は、平成26年７月25日の当社取締役会決議に基づき、ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行するものである。 ２．「発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額」は、割当日における公正な評価額を含めて記載している。なお、上記金額は本届出書提出時における見込額である。 ３．新株予約権が行使されなかった場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、「発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額」は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所　大阪総合センター （大阪府大阪市北区堂島浜一丁目４番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行新株予約権証券】（第22回新株予約権証券）

（１）【募集の条件】

発行数	4,050個 （注）　上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
発行価額の総額	０円
発行価格	０円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	１個
申込期間	平成26年８月８日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社野村総合研究所　経営企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	平成26年８月11日
払込取扱場所	該当事項なし

（注）１．本新株予約権証券は、平成26年７月25日の当社取締役会決議に基づき発行されるものである。

２．申込みの方法

申込期間内に当社所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行う。

３．本新株予約権の募集は、ストックオプション付与を目的として行うものであり、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役に対して割り当てるものである。

４．割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当数は以下のとおりである。なお、下記割当数は予定であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少することがある。

割当対象者	人数	割当数
当社の取締役	7人	1,000個
当社の執行役員（当社の取締役を兼務する者を除く。）	31人	2,575個
当社子会社の取締役	6人	475個
合計	44人	4,050個

※　割当対象者が複数の役職を兼務している場合は、主要な役職により記載している。

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。 調整後目的株式数 ＝ 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他当社が目的株式数の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める目的株式数の調整を行う。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は１株当たりの払込みをすべき金額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切上げ）又は割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。 ただし、（注）１．の定めにより行使価額は調整される場合がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,528,470,000円（本届出書提出時における見込額） （注）　上記の額は、新株予約権の行使時の払込金額の合計額と割当日における公正な評価額（（注）２．）を合算した額を記載している。 なお、新株予約権が行使されなかった場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	１．発行価格 行使価額に、割当日における公正な評価単価（（注）２．）を加えた額とする。 ２．資本組入額 ①　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い計算される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。 ②　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年７月１日から平成33年６月30日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社野村総合研究所　総務部（又はその時々における当該業務担当部署） 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　本店営業部 （又は当該業務を承継した銀行若しくは部署）
新株予約権の行使の条件	①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位（以下総称して「要件地位」という。）にあることを要する。 ②　新株予約権者が要件地位を喪失した場合、①にかかわらず、要件地位喪失日又は上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日のいずれか遅い日から１年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）までに限り、新株予約権を行使することができる。

	③　新株予約権者が死亡したときは、その直前において、新株予約権者が①の条件を満たしていた場合、又は②に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる（当該相続により承継した者を以下「権利承継者」という。）。ただし、権利承継者が行使することができる期間は、①の場合は、新株予約権者死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から１年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）までとし、②の場合は、新株予約権者が②に基づき行使することができるとされた期間と同一とする。 ④　権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。 ⑤　割当日以降新株予約権の行使の日までの５連続取引日（終値のない日を除く。）において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、その時点における行使価額に1.1を乗じた額（100円未満は切上げ）以上となるまでは、新株予約権を行使することができない。 ⑥　新株予約権は４回を超える回数に分割して行使することができない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	①　以下のイ．からホ．までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。 イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ロ．当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 ハ．当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 ニ．当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案 ホ．新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案 ②　新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定めるところにより新株予約権を行使することができなくなった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得する。 ③　新株予約権者が要件地位を喪失した場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得する。 ④　新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当該日に、当社は当該新株予約権を無償で取得する。 ⑤　以上の①から④に定めるほか、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。 イ．交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

	ロ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ハ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 ニ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」の行使価額に準じて決定された金額に、ハ．に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。 ホ．新株予約権を行使することができる期間 権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。 ヘ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の「２．資本組入額」に準じて決定する。 ト．譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。 チ．新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 リ．新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。 ヌ．新株予約権を行使した際に１株に満たない端数がある場合の取決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

（注）１．行使価額の調整

当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社がその発行する当社普通株式又はその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合であって、払込金額が引き受ける者に特に有利な金額であるときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式で使用する「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

上記のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他当社が行使価額の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める行使価額の調整を行う。

２．公正な評価額及び公正な評価単価

公正な評価額とは、公正な評価単価に新株予約権の目的となる株式の総数（新株予約権の発行総数に目的株式数を乗じた数）を乗じた額をいう。

公正な評価単価とは、以下の算式及び②から⑨までの基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ式により算出した１株当たりのオプション価格（１円未満は切捨て）をいう。

$$C = C_1 + \left(\frac{B}{S}\right)^{\frac{2(r-q)}{\sigma^2}-1}(C_2 - C_3)$$

ここで、

$$C_1 = e^{-qt}SN(d_1) - e^{-rt}KN\left(d_1 - \sigma\sqrt{t}\right)$$

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{B}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$C_2 = e^{-qt}\frac{B^2}{S}N(d_2) - e^{-rt}KN\left(d_2 - \sigma\sqrt{t}\right)$$

$$d_2 = \frac{\ln\left(\frac{B^2}{KS}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$C_3 = e^{-qt}\frac{B^2}{S}N(d_3) - e^{-rt}KN\left(d_3 - \sigma\sqrt{t}\right)$$

$$d_3 = \frac{\ln\left(\frac{B}{S}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

① １株当たりのオプション価格(C)

② 株価(S)：割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

③ 行使価格(K)：上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額

④ ノックイン価格(B)：上記③に定める行使価額に1.1を乗じた額（100円未満は切上げ）

⑤ 予想残存期間(t)：4.89年

⑥ ボラティリティ(σ)：4.89年（平成21年９月21日から平成26年８月８日まで）の各週の最終取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動性

⑦ 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑧ 配当利回り(q)：平成27年３月期の予想年間配当金（１株当たり）÷上記②に定める株価

⑨ 標準正規分布の累積分布関数$(N(\cdot))$

※　割当日に決定する予定である。

３．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社所定の様式の「新株予約権行使請求書」等必要書類を上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するとともに、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に行使に係る新株予約権の個数を乗じた金額の全額を、上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

４．新株予約権の行使の効力発生及び株式の交付方法

(1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者名義の口座への記載又は記録により、当該新株予約権の目的である株式を交付する。

５．新株予約権を行使した際に１株に満たない端数がある場合の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

（３）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

２【新規発行新株予約権証券】（第23回新株予約権証券）

（１）【募集の条件】

発行数	925個 （注）　上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
発行価額の総額	０円
発行価格	０円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	１個
申込期間	平成26年８月８日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社野村総合研究所　経営企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	平成26年８月11日
払込取扱場所	該当事項なし

（注）１．本新株予約権証券は、平成26年７月25日の当社取締役会決議に基づき発行されるものである。

２．申込みの方法

申込期間内に当社所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行う。

３．本新株予約権の募集は、ストックオプション付与を目的として行うものであり、当社の取締役、執行役員、従業員（役員待遇）及び当社子会社の取締役に対して割り当てるものである。

４．割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当数は以下のとおりである。なお、下記割当数は予定であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少することがある。

割当対象者	人数	割当数
当社の取締役	7人	210個
当社の執行役員・従業員（役員待遇）（当社の取締役を兼務する者を除く。）	32人	605個
当社子会社の取締役	6人	110個
合計	45人	925個

※　割当対象者が複数の役職を兼務している場合は、主要な役職により記載している。

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。 調整後目的株式数 ＝ 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他当社が目的株式数の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める目的株式数の調整を行う。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は１株当たりの払込みをすべき金額（以下「行使価額」という。）を１円とし、これに目的株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	278,147,500円（本届出書提出時における見込額） （注）　上記の額は、新株予約権の行使時の払込金額の合計額と割当日における公正な評価額（（注）１．）を合算した額を記載している。 なお、新株予約権が行使されなかった場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	１．発行価格 行使価額に、割当日における公正な評価単価（（注）１．）を加えた額とする。 ２．資本組入額 ①　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い計算される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。 ②　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年７月１日から平成28年６月30日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社野村総合研究所　総務部（又はその時々における当該業務担当部署） 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　本店営業部 （又は当該業務を承継した銀行若しくは部署）
新株予約権の行使の条件	①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位（以下総称して「要件地位」という。）にあることを要する。 ②　新株予約権者が要件地位を喪失した場合、①にかかわらず、要件地位喪失日又は上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日のいずれか遅い日から１年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）までに限り、新株予約権を行使することができる。 ③　新株予約権者が死亡したときは、その直前において、新株予約権者が①の条件を満たしていた場合、又は②に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる（当該相続により承継した者を以下「権利承継者」という。）。ただし、権利承継者が行使することができる期間は、①の場合は、新株予約権者死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から１年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）までとし、②の場合は、新株予約権者が②に基づき行使することができるとされた期間と同一とする。 ④　権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。 ⑤　新株予約権は１回に限り行使することができる。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	① 以下のイ．からホ．までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。 イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ロ．当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 ハ．当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 ニ．当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案 ホ．新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案 ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定めるところにより新株予約権を行使することができなくなった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得する。 ③ 新株予約権者が要件地位を喪失した場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得する。 ④ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当該日に、当社は当該新株予約権を無償で取得する。 ⑤ 以上の①から④に定めるほか、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。 イ．交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。 ロ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ハ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 ニ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は行使価額を１円とし、これにハ．に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。 ホ．新株予約権を行使することができる期間 権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

	へ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の「２．資本組入額」に準じて決定する。 ト．譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。 チ．新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 リ．新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。 ヌ．新株予約権を行使した際に１株に満たない端数がある場合の取決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

（注）１．公正な評価額及び公正な評価単価

公正な評価額とは、公正な評価単価に新株予約権の目的となる株式の総数（新株予約権の発行総数に目的株式数を乗じた数）を乗じた額をいう。

公正な評価単価とは、以下の算式及び②から⑧までの基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ式により算出した１株当たりのオプション価格（１円未満は切捨て）をいう。

$$C = e^{-qt} SN(d) - e^{-rt} KN\left(d - \sigma\sqrt{t}\right)$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{K}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

① １株当たりのオプション価格(C)

② 株価(S)：割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

③ 行使価格(K)：１円

④ 予想残存期間(t)：1.39年

⑤ ボラティリティ(σ)：1.39年（平成25年３月25日から平成26年８月８日まで）の各週の最終取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動性

⑥ 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦ 配当利回り(q)：平成27年３月期の予想年間配当金（１株当たり）÷上記②に定める株価

⑧ 標準正規分布の累積分布関数$(N(\cdot))$

※ 割当日に決定する予定である。

２．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社所定の様式の「新株予約権行使請求書」等必要書類を上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するとともに、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に行使に係る新株予約権の個数を乗じた金額の全額を、上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

３．新株予約権の行使の効力発生及び株式の交付方法

(1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者名義の口座への記載又は記録により、当該新株予約権の目的である株式を交付する。

４．新株予約権を行使した際に１株に満たない端数がある場合の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

（３）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

３【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,806,617,500	500,000	1,806,117,500

（注）１．新株予約権は無償で発行されるため新株予約権の払込金額はないが、ここでは新株予約権が全部行使された場合における「新株予約権の行使時の払込金額」の総額（第22回新株予約権1,339,740,000円、第23回新株予約権92,500円）と、割当日における公正な評価額（第22回新株予約権188,730,000円、第23回新株予約権278,055,000円）を合算した額を記載している。なお、これらの額はいずれも本届出書提出時の見込額である。

２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

（２）【手取金の使途】

本募集は、中長期的な業績向上への意欲と士気を高め、また株主との利害の一致という観点から、当社の取締役、執行役員、従業員（役員待遇）及び当社子会社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行するものであり、資金調達を目的としていない。

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しない。また、割当日における公正な評価額は、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の一部をなすものであるが、外部から新たに資金を調達するものではない。

新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難である。したがって、差引手取概算額の具体的な使途については現時点では未定であり、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定する。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第１【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第２【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第49期（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
平成26年６月25日に関東財務局長に提出

２【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年７月25日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）を平成26年６月25日に関東財務局長に提出

４【訂正報告書】

訂正報告書（上記１の有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年７月23日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第49期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書の提出日以後、本届出書提出日（平成26年７月25日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日（平成26年７月25日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社野村総合研究所　本店
（東京都千代田区丸の内一丁目６番５号）
株式会社野村総合研究所　大阪総合センター
（大阪府大阪市北区堂島浜一丁目４番16号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第１【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。